

1. 区政運営・財政運営における区長の姿勢について

- (1) 課税権の無い団体は基礎的自治体ではやはり有りえないから、財政調整制度廃止を含めた検討を都区の協議の場や区長会の中ですすめてはどうか。
- (2) 5年間の財政計画における、消費増税の区の影響額と、区民への影響額を伺う。
2011年度決算資料によると非課税決定された納税義務者数は合計で99,000人とです。これらの人々を含め、青木区長は経済的・社会的に困難をかかえた人たちの生活のことを考えぬいた行政計画と財政計画作り・予算編成を行ったのか、伺う。
- (3) 少なくとも20～23年の4年間は「協働によるまちづくりの推進」が、ハッキリと目黒区政運営の基本姿勢として明記し表明していた。今回と昨年は基本姿勢からは外れたまま。3年前のようにすべての政策に通底する姿勢であるべきではないか。区長所信における協働政策の欠落はなぜか。
- (4) 区有施設見直しにかかわる経費は2009年3月（総務部施設課）における計算から、30年、60年の改修・改築時期をただ機械的に当てはめたために、多大な経費負担となった。施設見直しは安易に統廃合をするのではなく、『施設再配置計画』とするべき。老人いこいの家の小規模多機能施設への転用や、他施設を緊急暫定保育施設へ転用するなど、伺う。
- (5) 原子力発電所災害については決して忘れ去られるべきものではない。放射能汚染状況は長期のモニタリングでの情報の蓄積が必要・有効である。目黒区碑文谷保健センターでは区独自の食材検査を行っており、同一機械のNaIシンチレーションサーベイメーターで土壌調査も行うことができる。日常的に土をさわる子どもたちのことも考えると、目黒区が土壌調査をし検証することは必要だと考えるがどうか。
- (6) 目黒区が行った「危機対応訓練」は、憲法25条、生活保護法に照らして、重大な問題がある。訓練の設定状況が「生活保護の申請にきた来客者に対し、職員が申請書を確認したところ、要件に該当しなかったことから受理を拒んだところ、来客者は受理されないことに腹を立て、刃物を振り回す」というもの。申請拒否という違法行為を前提としているうえ、保護受給者への偏見に満ちていると言わざるを得ない。こんな訓練は問題があるとだれも内部で指摘する人がいなかったのか。見解を伺う。
- (7) 1組における一般廃棄物処理基本計画における計画最終年度のごみ量予測は354万トンから288万トンと66万トンも下方修正された。23区の一般廃棄物処理基本計画におけるごみ量推計値（減量計画値）を合計すると、清掃一部事務組合の一廃計画のそれは23区合計を上回り過大であるので、青木区長は目黒区計画ないし各自治体の計画に合致するよう、組合側に求めるか、伺う。

2. 教育委員会制度について

- (1) 首長から独立した制度としての教育委員会制度を、子どもの最善の利益を守る立場から改革しつつ発展させること。